

調布市商工会中小企業等新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱

令和2年7月15日制定

(目的)

第1条 この助成金は、調布市内の事業者が新型コロナウイルス感染予防対策として実施する工事および備品購入費用の一部を助成することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとともに、市内事業者の安定した経済活動の継続・推進を支援し、もって、地域経済の振興・発展に寄与することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 この助成金の対象となる事業者は調布市内に事業所を構えて営業している中小企業等（調布市商工会に加入、または加入が見込まれる事業者）とする。

ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 大企業が実質的に経営に参画している中小企業
- (2) 医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人等

(助成対象の内容と助成率等)

第3条 この助成金の対象となる事業内容および助成率等は次のとおりとする。

(1) 備品購入費

助成対象事業者が新型コロナウイルス感染予防対策のために購入する単価が3万円以上10万円未満の備品の費用について、10万円を限度に購入に要した費用の3分の2を助成する。

但し、東京都中小企業振興公社（以下、東京都という。）が実施する新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業助成金（以下、都助成金という。）の助成対象期間以外（令和2年4月1日から5月13日の間・都制度の受付が終了した後）に購入した備品については、単価10万円以上のものであっても対象とする。

(2) 工事費

助成対象事業者が新型コロナウイルス感染予防対策として行う市内業者の施工による工事の費用について、50万円を限度に工事に要した費用の3分の2を助成する。

但し、都助成金の対象となる工事は、当該助成金の利用可能な額を既に利用、または申請している場合に限ることとし、利用または申請している当該助成金の工事とは

別項目でなければならない。

また、東京都が実施する都助成金の助成対象期間以外（令和2年4月1日から5月13日の間・都制度の受付が終了した後）に行う工事については、市内業者以外の施工による工事も対象とする。

- (3) 同一年度内に申請できる助成金は、前各項につき、それぞれ1回とする。
- (4) 100円未満は、切り捨てるものとする。
- (5) 他の補助制度に該当となる場合は対象外とする。
- (6) 助成の対象となる費用の算定は、全て税抜金額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、所定の申請書を調布市商工会長（以下、会長という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の変更・中止)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下、被交付決定者という。）が、助成事業の内容の変更または中止する場合は、あらかじめ所定の変更・中止承認申請書を提出して会長の承認を受けなければならない。

(完了報告)

第7条 被交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに所定の完了報告書を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第8条 会長は前条の規定により提出された完了報告書の内容を審査のうえ、助成金額を決定し、被交付決定者に通知するものとする。

(交付請求および交付)

第9条 前条の規定により助成金交付確定通知を受けた被交付決定者は、所定の請求書により、会長に助成金の交付を請求するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するもの

とする。

(交付決定の取消し等)

第10条 会長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定取消通知書により交付決定の全部、または一部を取消することができる。

(1) 虚偽、その他、不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容、または、これに付した条件に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定め返還を命ずるものとする。

(財産の管理と処分の制限)

第11条 助成金の交付を受けた市内事業者等は、助成事業によって取得した財産を完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに効率的な運用を図らなければならない。

2 助成金の交付を受けた市内事業者等は、助成事業によって取得した財産のうち、取得価格または、効用の増加額が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間に、譲渡、交換、貸し付け、担保に供するときは、予め会長を経由して調布市長の承認を受けなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。